

令和4年3月25日

令和3年度第12回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和4年3月25日（金）

午後1時30分開会～午後3時50分閉会

2. 場 所

宮城県大崎合同庁舎 1階大会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

報 告 4 農地法第3条の規定による許可申請の取下願について

報 告 5 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第82号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第83号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第84号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について

議案第85号 大崎市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の変更について

4. 協議事項

1) 農政

報告（1） 農業振興に係る意見交換会の開催について

協議（8） 令和4年度地区座談会の開催について

2) 企画

報告（1） 農業委員会だより第29号の発刊について

協議（2） 令和4年度一日女性農業委員会の開催について

5. 出席委員(26名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員

- | | |
|----------------|---------------|
| 8番 鈴木 淳也 委員 | 9番 菅原 ひろみ 委員 |
| 10番 横山 藏人 委員 | 11番 中鉢 守 委員 |
| 12番 渋谷 裕子 委員 | 13番 高橋 英理子 委員 |
| 14番 佐々木 俊通 委員 | 15番 下山 信行 委員 |
| 16番 只 埜 和 臣 委員 | 17番 菅原 まり子 委員 |
| 18番 高橋 順子 委員 | 19番 中條 泰洋 委員 |
| 20番 菅原 清一 委員 | 21番 小野寺 正晃 委員 |
| 22番 鈴木 至 委員 | 23番 佐々木 渉 委員 |
| 24番 齋藤 浩義 委員 | 25番 熊谷 安正 委員 |
| 26番 佐々木 政直 委員 | |

6. 欠席委員(1名)

5番 齋藤 真理子 委員

7. 遅刻委員 (なし)

8. 早退委員(1名)

8番 鈴木 淳也 委員

9. 議案提案者

会長 佐々木 政直

10. 出席職員

事務局長	千葉 晃一	事務局次長	新堀 秀一
事務局長補佐	真田 賢一	主幹兼係長	松浦 嘉孝
主幹兼係長	北浦 邦之	再任主査	佐藤 貞二
主事	堀越 拓磨	事務所長	佐々木 賢
主幹兼係長	大沼 淳子	技術主幹兼係長	森内 茂人
事務所長	門間 道浩		

午後1時30分開会

事務局 (真田賢一事務局長補佐)

ただいまから令和3年度第12回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいた

します。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくをお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の欠席通告者は、5番齋藤真理子委員であります。また、8番鈴木淳也委員から早退の届出がございます。出席委員定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により令和3年度第12回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。15番下山信行委員、16番只埜和臣委員をお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局

から説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[報告1～5の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告5の事項に対して、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。議案第79号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号256番から284番までの29か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第79号番号256番、257番、258番の3か件については15番委員、番号280番、281番、282番の3か件については●番委員、番号283番1か件については●番委員がそれぞれ関係する案件でございます。この7か件をそれぞれ先に審議してよろしいか、お諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第79号番号256番、257番、258番、番号280番、281番、282番、番号283番の7か件について、それぞれ先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、●番委員、●番委員、●番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。●番委員、退席願います。

〔●番 ● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

議案第79号番号256番、257番、258番の3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第79号番号256番、257番、258番の3か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第79号番号256番、257番、258番の3か件について、許可と決定いたします。●番委員の入室を認めます。

〔●番 ●●●● 入室〕

議長（佐々木政直会長）

●●●● 退席願います。

●●●● ●●●● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

議案第79号番号280番、281番、282番の3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第79号番号280番、281番、282番の3か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第79号番号280番、281番、282番の3か件について、許可と決定いたします。●番委員の入室を認めます。

●●●● ●●●● 入室〕

議長（佐々木政直会長）

●●●●番委員、退席願います。

〔●●●●番 ●●●● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

議案第79号番号283番、1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第79号番号283番1 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第79号番号283番1 案件について、許可と決定いたします。●番委員の入室を認めます。

〔●番 ● 入室〕

議長（佐々木政直会長）

議案第79号番号256番から284番までの29か件のうち、先に審議した番号256番、257番、258番、280番、281番、282番、283番の7 案件を除く22案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。8 番委員。

8 番（鈴木淳也委員）

8 番です。268番について、詳細をお聞きしたいと思います。譲渡人が一人に対して、譲受人が11名とのことですが、何か理由を聞いていれば、お聞かせ願います。

議長（佐々木政直会長）

地元委員、何かお話を伺っていますか。20番委員。

20番（菅原清一委員）

20番です。元々この農地は、12名による共同田ということで管理していましたが、譲渡人が脱退するため、今回の申請に至ったものです。

議長（佐々木政直会長）

8 番委員、よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第79号番号256番から284番までの29か件のうち、先に審議した番号256番、257番、258番、280番、281番、282番、283番の7 案件を除いた22案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第79号番号256番から284番までの29か件のうち、先に審議した番号256番、257番、258番、280番、281番、282番、283番の7か件を除いた22か件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第80号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について番号19番から20番の2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。昨日3月24日、午前9時より9番委員、16番委員、17番委員、20番委員、21番委員、22番委員と事務局2名で議案第80号、81号、82号に関する現地調査を実施いたしました。現地調査委員から調査結果についての報告を行います。17番委員、番号19番、20番について報告をお願いいたします。

17番（菅原まり子委員）

17番です。番号19番について報告します。転用目的は営農型太陽光パネルを設置するものです。申請地の周辺状況は、東側が宅地、南側が畑、北側が田んぼ、西側が河川敷となっており、河川敷に接する傾斜地であります。申請地の管理状況は不作付地でしたが、管理は良好でした。申請地の農地区分はおおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、3年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てきました。

次に、番号20番を報告します。転用目的は自宅進入路を拡幅するものです。申請地の周辺状況は、東側、西側は田んぼ、南側、北側は畑です。申請地の管理状況は不作付地で拡幅するところは畑でありましたが、それ以外は砂利が敷いてあり、既に自宅進入路として使用していました。申請地の内容区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住

者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てきました。雨水排水対策は自然浸透であるため、周辺農地への影響は特にないものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。2番委員。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。番号20番ですが、現地調査員から一部進入路に砂利が敷いてあるとの報告がありましたが、ほとんど進入路にかかっていたのではないのでしょうか。事務局の説明をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

番号20番についてお答えします。現地調査したところ、既に3メートルぐらいの幅で砂利敷きがございました。この申請人の孫が家を新築する予定があり、現在の道路の規格ですと建築基準法上の許可が取れないということで、今回の申請に至っております。また、申請地の北側にある建物は申請人の自宅で20年以上経過している建物であり、既に砂利が敷いてある部分だけであれば、非農地証明願いで対応も可能かと思いましたが、拡幅部分での4条申請が必要となるため、併せて4条申請するよう指導し今回の申請に至ったものです。以上となります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員、よろしいですか。

2番（櫻井正幸委員）

2番です。これは無断転用と思われまますので、何らかの措置が必要ではないかと思いますが、皆さんのお考えをお聞かせください。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

[午後2時20分から午後2時24分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

再開します。番号20番について、6番委員から休憩中のまとめをお願いしたいと思います。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号20番について、現地調査員より既に申請地に砂利が敷かれて、道路として利用されているとの報告がございました。2番委員より経緯等について質疑があり、事務局から経緯を説明していただきました。再度2番委員より無断転用ではないかとの質疑があり、休憩に入りまして、地元委員、20番委員及び11番委員より顛末書の提出を求めるべきとのご意見がございました。よって、今回の審議結果といたしましては、申請人より会長並びに宮城県知事宛てに顛末書の提出を求めていただき、無断転用である旨の意見を付して宮城県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの6番委員のまとめでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第80号番号19番から20番までの2か件のうち、19番1か件を意見相当と認め県に進達し、無断転用である番号20番1か件については、会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第80号番号19番から20番までの2か件のうち、番号19番1か件を意見相当と認め県に進達し、無断転用である番号20番1か件については、会長及び県知事宛てに顛末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第81号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号216番から226番までの11か件のうち、番号217番が議案第82号番号60番と、番号220番が議案82号61番とそれぞれ関連する案件であることから、この2か件を議案第82号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第81号番号216番から226番までの11か件のうち、議案第82号で併せて審議する番号217番、220番の2か件を除いた9か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしく申し上げます。

19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査員から調査結果についての報告を行います。

21番委員、番号216番と218番の報告をお願いいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号216番について報告します。居宅1棟、駐車場3台を目的とした転用です。立地に関しましては、宅地に囲まれており、農地は周辺にはございませんでした。申請地の管理状況は、野菜が作付けされておりました。農地区分につきましては、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地であります。雨水排水対策に関しましては、南側に既存の水路があるため、そちらのほうに排水するそうです。生活排水対策に関しましては、浄化槽を新設することです。

続きまして、番号218番について報告します。物置2棟、駐車場を目的とした転用となります。立地につきましては、農地と宅地に囲まれたところで、東側に田、北側にも田がありました。申請地の管理状況は、作付けはございませんでしたが、一部に砂利と芝生が植えておりました。申請地の農地区分は、おおむね10

ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと判断いたしました。雨水排水対策につきましては、自然浸透とのことです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

9番委員、番号219番の報告をお願いいたします。

9番（菅原ひろみ委員）

9番です。番号219番について報告させていただきます。駐車場、作業場、機材置場を設置する目的の申請でございます。申請地は東側に運送会社の駐車場があり、南側に畑と宅地、西側に一段高くなって太陽光発電設備があり、その奥が山林、北側は畑となっております。申請地の管理状況は除草管理されておりました。農地区分はおおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張であるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策につきましては、自然浸透です。以上です。

19番（中條泰洋委員）

16番委員、番号221番と222番の報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。番号221番をご報告させていただきます。転用目的は太陽光パネル設置でございます。申請地周辺の状況は住宅街の一角にある農地で、北側は雑種地、東側と南側は宅地、西側は県道となっており申請地とは2メートル以上の高低差がありました。管理状況は耕起されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものとして見てまいりました。周辺農地への影響は自然浸透ということで、影響ないものと見てまいりました。

続いて、番号222番をご報告申し上げます。転用目的は太陽光パネル設置でございます。申請地周辺の状況は、中山間地域にある農地でございます。管理状況は除草管理がされておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものとして見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、自然浸透ということで

影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

22番委員，番号223番の報告をお願いいたします。

22番（鈴木至委員）

22番です。番号223番を報告いたします。転用目的は居宅1棟，駐車場4台分の設置であります。申請地周辺の状況は，畑と宅地に囲まれた農地になります。東側が畑，西側が宅地，南側と北側は畑になります。申請地の管理状況は除草管理が良好でした。申請地の農地区分に関しましては，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。申請地の周辺農地への影響については，雨水排水対策は北側既存のU字溝に流します。生活排水は浄化槽になります。土砂の流出については，法面処理で対応するそうです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

16番委員，番号224の報告をお願いいたします。

16番（只埜和臣委員）

16番です。番号224番をご報告いたします。転用目的が農機具用物置，資材置場の設置であります。申請地の周辺の状況ですが，住宅地内の一角にある農地でございました。申請地の管理状況は，除草管理されておりました。農地区分はおおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で，原則転用不許可だが，既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張であるため，例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地の影響につきましては，自然浸透ということで影響ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

20番委員，番号225番の報告をお願いいたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号225番を報告します。転用目的は宅地分譲10区画です。立地は宅地と市道，水路に囲まれている場所で，南側に農地がありますが，いずれは宅地になる予定の場所ということでありました。管理状況は除草管理が良好な状態でございました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地となります。周辺農地への影響についてですが，雨水排水対策は北側水路に流し，土砂の流出対策は南側に農地があるため，コンクリート擁壁を立て

て対応するそうです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

9番委員，番号226番の報告をお願いいたします。

9番（菅原ひろみ委員）

9番です。番号226番について報告いたします。転用目的は居宅，駐車場の設置です。申請地は四方が宅地に囲まれて，除草管理はなされておりました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地となります。雨水排水対策につきましては，北側のU字溝へ流すとのことでした。また，生活排水対策は公共下水道となっております。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号218番ですが，申請地の一部に砂利と芝生が植えてあったと報告がありましたが，今回の申請に至った経緯が分かれば教えていただきたいと思っております。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

それでは，位置図の5ページをご覧ください。現地調査員からも報告がありましたが，申請地の北側の一部には，砂利が盛ってある状態でした。また，南側の一部，このカギ型の部分には，芝生が植えられておりました。事務局で確認できる最新の航空写真，令和元年5月頃のもので，何も写っておりませんので，この2，3年の間に芝生が植えられ，砂利が盛られたものと推定されます。以上になります。

議長（佐々木政直会長）

14番委員，よろしいですか。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。砂利が盛られていたところは無断転用かと思いますが，芝生のと

ころは、自宅用の庭なのか、販売用なのかはわかりますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

北側の砂利につきましては、盛られているところと砂利が敷かれていて駐車場として利用しているところがございます。南側の芝生につきましては、譲受人は、特に芝生の販売を生業としている方ではございませんので、自宅用の庭として利用することになろうかと思われま。

議長（佐々木政直会長）

14番委員，よろしいですか。

14番（佐々木俊通委員）

現地調査員，それから事務局のお話を伺う限り，無断転用だと考えますが，始末書などの措置が必要なのではないかと考えま。

議長（佐々木政直会長）

10番委員。

10番（横山藏人委員）

10番です。私は地元委員なので，何回か注意しましたが，事前に着工し，今の状況になってしまいましたので，始末書の措置が必要かと考えま。

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

8番です。始末書を徴取するにしても，この植栽なり砂利敷きを誰が実施したのか。譲渡人なのか，譲受人なのか。地元委員，お分かりでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

10番委員。

10番（横山藏人委員）

譲受人の息子が土木会社に勤めているため，その関係で土等の資材は用意できたようで，工事は即終了したため，業者は入っていません。

議長（佐々木政直会長）

暫時休憩します。

[午後 2 時45分から午後 2 時47分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。6 番委員、まとめをお願いします。

6 番（佐々木正彦委員）

6 番です。番号218番に関しまして、現地調査委員より一部に砂利が敷かれ、芝の植付けがされているという報告がありました。14番委員より経緯等の質疑があり、事務局より説明がありました。休憩を挟みまして、各委員より様々なご意見をいただき審議の結果、譲受人より会長及び宮城県知事宛てに始末書の提出を求めていただき、無断転用である旨の意見を付して、宮城県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいまの6 番委員のまとめでよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第81号番号216番から226番までの11か件のうち、議案第82号で併せて審議する217番、220番を除いた9か件のうち、無断転用である218番1 件を除いた8 件を意見相当と認め県に進達し、無断転用である番号218番1 件については、譲受人より会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して、県に進達してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第81号番号216番から226番までの11か件から、議案第82号で併せて審議する217番、220番を除いた9 か件のうち、無断転用である218番1 件を除いた8 件を意見相当と認め県に進達し、無断転用である番号218番1 件については、譲受人より会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して、進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第82号農地転用事業計画変更承認申請について番号60番，61番2か件と，関連議案である議案第81号番号217番，220番の2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで，現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしく申し上げます。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは，現地調査委員から調査結果についての報告を行います。20番委員，番号217番について報告をお願いいたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号217番を報告します。転用目的は事務所と駐車場であります。立地としては，西側に国道4号線，北側に宅地，南側に雑種地，東側に農道がある場所でありました。管理状況は除草管理が良好でした。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地であります。周辺農地への影響ですが，雨水排水対策は西側のU字溝に流すそうです。生活排水対策は浄化槽で，東側水路へ流すそうです。東側は農道を挟んで農地があるため，コンクリートブロックで土留めをし，土砂の流出を防ぐそうです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

22番委員，番号220番の報告をお願いいたします。

22番（鈴木至委員）

番号220番について，ご報告いたします。転用目的は建売2棟，駐車場6台分であります。申請地周辺の状況は，四方が宅地に囲まれておりました。申請地の管理状況は，全面に砂利が敷かれており，駐車場として使用されておりました。申請地の農地区分につきましては，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地になります。申請地の周辺農地への影響については，雨水排水対策は北側の既存側溝に流します。生活排水対策は2棟とも浄化槽を設置することです。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第82号番号60番，61番の2か件と関連案件である議案第81号番号217番，220番2か件について，質疑を承ります。23番委員。

23番（佐々木渉委員）

23番です。番号61番ですが，現地調査の報告で全面に砂利が敷かれ，駐車場として使われていたということでした。当初の計画は共同住宅を建築する目的となっておりますが，その辺の経緯についてご説明願います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

ただいまの質問についてお答えします。議案書にも記載しておりますが，当初計画者である譲渡人の夫が金融機関からの融資により共同住宅を建築する計画であり，融資の審査の段階では融資可能との金融機関からの回答でした。しかし，融資の実行の段階になりまして，当該申請地の担保価値が少し小さいとのことで満額融資を受けられず，当初の計画が頓挫したとのことでした。また，近隣に弱電業を営む企業があり，そちらからの依頼を受けまして，従業員駐車場として平成4年頃まで有償で賃貸しており，それ以降現在まで特に賃貸は行っていないとのお話を伺っております。以上です。

議長（佐々木政直会長）

23番委員，よろしいですか。

23番（佐々木渉委員）

そうしますと当初の目的とは違う駐車場として，有償でお貸ししていたのであれば，何らかの措置が必要かと思えます。皆さんからのご意見をお願いします。

議長（佐々木政直会長）

ただいま，23番委員からは何らかの措置が必要ではないかというご意見がございました。そのほか，皆さんからご意見ありませんか。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

この案件に対しましては、一旦農地転用許可になっている案件でございまして、それについて始末書なり顛末書を徴取するということになる、大変なことになると思います。今回と同様の過去の案件にも遡って徴取しなくてはならないということにもなると。私は、始末書や顛末書を徴取しない方向でよろしいかと思えます。

議長（佐々木政直会長）

始末書や顛末書を徴取しない方向で良いのではないかとのご意見でした。暫時休憩します。

〔午後 2 時 59 分から午後 3 時 3 分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開いたします。6 番委員、まとめをお願いします。

6 番（佐々木正彦委員）

6 番です。議案第 81 号番号 220 番に関しまして、23 番委員より経緯等の質疑がありまして、事務局より説明がございました。再度 23 番委員より何らかの措置が必要ではないかという意見がありましたが、休憩を経まして、一旦許可を受けている案件でございしますので、何らかの措置等は必要ではないという意見もございました。審議の結果といたしましては、本案件に関しましては何ら措置は必要ないとのことでまとめたいと思えます。以上です。

6 番（佐々木正彦委員）

6 番委員のまとめでよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 82 号番号 60 番、61 番 2 案件と関連案件である議案第 81 号番号 217 番、220 番 2 案件について、意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第82号番号60番、61番2か件と関連案件である議案第81号番号217番、220番2か件について、意見相当と認め、県に進達いたします。事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

ここから暫時の間、退席することをお許しいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（佐々木政直会長）

千葉晃一事務局長の退席の許可をいたします。8番委員。

8番（鈴木淳也委員）

私もここで早退させていただきます。

議長（佐々木政直会長）

8番委員の早退を許可いたします。大変ご苦労さまでございました。

〔8番 鈴木淳也君 退席〕

議長（佐々木政直会長）

議案第83号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について番号840番から896番までの57か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第83号番号840番から896番までの57か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第83号番号840番から896番までの57か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第83号番号840番から896番までの57か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第84号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、番号30番から35番までの6か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第84号番号30番から35番までの6か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第84号番号30番から35番までの6か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第84号番号30番から番号35番までの6か件について承認し、宮城県農地中間管理機構に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第85号大崎市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の変更について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第85号1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第85号1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第85号1か件について原案のとおり承認いたします。

これで、審議事項を終了いたします。ここで、午後3時25分まで暫時休憩いたします。

[午後3時15分から午後3時25分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。次第の8協議事項に入ります。農政の報告（1）農業振興に係る意見交換会の開催について、初めに事務局、そして中鉢農政委員長より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

[資料により説明]

11番（中鉢守農政委員長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局、そして中鉢農政委員長のほうから説明がございましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。4番委員。

4番（佐藤裕之委員）

この水田活用の直接支払交付金のことで、岩出山地域と田尻地域で、自民党農業基本政策検討委員長である小野寺五典衆議院議員を迎えて伺う機会がありまして、どうしてこのようになったかという、北海道で転作計画として牧草をしていた農家が当該交付金をもらって実施し、その一方でともとと牧草を行っていた農家が何の助成もなく作付けしていた。同じ農地でありながら、どうしてそのような不公平な制度なのかと、もととと牧草を行っていた農家からの突き上げがあり、この制度の見直しが発生したそうです。そして、5年に1度の先は、まず転作計画があつて、きれいに管理されていれば問題はない。ソバの場合、管理状況に問題があるものが散見されることから、そこを考慮して制度改正を行っていきたいとの回答をいただきました。また、牧草については、毎年追いまきなどの管理を行えば、今まで通り補助金が交付されるのお話をいただきました。なお、管理状況に問題があれば、補助金の不正受給になり返還の対象となる可能性があるとのことでした。以上、報告でございます。

議長（佐々木政直会長）

4番委員、ありがとうございました。そのほか、皆さん何か確認しておきた

いことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の報告（１）農業振興に係る意見交換会の開催については、終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、農政の協議（８）令和４年度地区座談会の開催について、事務局より説明願います。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、農政の協議（８）令和４年度地区座談会の開催については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、農政の協議（８）令和４年度地区座談会の開催については、原案のとおりと決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の報告（１）農業委員会だより第29号の発刊について、事務局より説明願います。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、何か確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の報告（１）農業委員会だより第29号の発刊については、終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、企画の協議（２）令和４年度一日女性農業委員会の開催について、事務局より説明願います。

事務局（新堀秀一事務局次長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、企画の協議（２）令和４年度一日女性農業委員会の開催については、原案のとおり決定してよろしいかお諮りいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、企画の協議（２）令和４年度一日女性農業委員会の開催については、原案のとおり決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。次に事務局、委員の皆様からの報告並びに連絡事項はございませんか。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[事務局から連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。

事務局（千葉晃一事務局長）

[職員異動について紹介]

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。それでは、異動する職員の方、それから退職なさる職員の方、一言ずつご挨拶をお願いしたいと思います。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔挨拶〕

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔挨拶〕

事務局（佐藤貞二再任主査）

〔挨拶〕

事務局（門間道浩事務所長）

〔挨拶〕

議長（佐々木政直会長）

大変ありがとうございました。そのほか、委員の皆様から何か報告並びに連絡事項はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については全て終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り、厚く御礼申し上げたいと思います。これで議長の座を降ろさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

以上をもちまして、令和3年度第12回大崎市農業委員会総会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでございました。

午後3時50分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和4年3月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 下 山 信 行

委 員 只 埜 和 臣